

複合差別と福祉支援 —女性障害者問題を通して—

関西大学 加納恵子 (735)

[キーワード] 社会的排除、性虐待/差別、アドボカシー

1. 研究目的

わが国では、制度の狭間にある生活困窮者への支援が今大きな課題となっている。生活困窮者の実態が、突然の失業や疾病による経済困窮や老後の転落リスクという物語だけではなく家族問題・教育問題・就労問題・・・と人生の大半における不確かな帰属や制度からの排除による不利益や権利の剥奪を経験してきた層がしだいに明らかになってきた。(岩田 2003)

本報告では、こうした「はざま問題」からも死角にあつて忘れられている「女性障害者」の複合差別と福祉支援の在り方に光を当てるものである。国連で採択された「障害者権利条約」の第6条には、「障害のある女性」という項目があり、「障がい者制度改革の推進のための第2次意見」では、女性障害者について言及され女性の項が盛り込まれたにもかかわらず、昨年成立した改正障害者基本法では「性別」という文言がわずかに3か所記されるのみで具体的な施策には繋がっていない。そもそも、これまでの公的な障害者統計には性別の集計データがほとんど存在せず、支援の場での事例も守秘義務の中隠されたままである。ここでは、仮に「障害があり女性であることで重複した差別を受け、生活上の問題が錯綜し解決も困難を極める」といった状況を「複合差別」と定義して、その問題整理から今後の課題を提起することを目的とする。

なお、報告者は、すでに「女性障害者」という複合差別を被りやすい特定集団についての理論的考察(加納 1994、2004、2012)をしてきたが、2012年3月に報告者も所属するDPI女性障害者ネットワークが、「障害のある女性の生活困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書」をまとめるに至ったので、その調査結果とともに「複合差別と福祉支援」の在り方について議論したい。

2. 研究の視点および方法

先行文献研究とDPI女性障害者ネットワーク「障害のある女性の生活困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書」の調査結果、及びそれに基づくインタビュー調査を補足的に実施した。

本研究は、加納恵子「岡村理論と現在—過剰包摂と専門援助— [キーワード] 主体的側面の援助、寄り添い型支援、過剰包摂」(日本社会福祉学会第59回秋季大会自由研究発表2011. 10. 8、加納恵子「何に向けての包摂か—地域福祉における生活困窮者支援活動の今日的意味—」(日本地域福祉学会第26回全国大会自由研究発表2012. 6. 10)の続報である。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」に則り、先行研究や概念・用語に関して不適切な取扱いのないように、また事例に関しては個人が特定されないように加工処理の配慮をしている。

4. 研究結果

1) 「女性障害者」問題の研究枠組みに関して

女性障害者問題の特徴を①近代規範の能力主義とセクシズム、②ダブルハンディとダブルバインド、③複合差別と多問題 という3つのレベルから説明すると、「女性障害者問題=女性問題+障害者問題」という単純な足し算ではないこと、並びに「女性政策と障害者政策の双方からカバーされにくい、もっと言えば制度的に排除された死角領域であることが理解できる。

2) 「女性障害者を生きること」の困難の整理

いわゆる「理想的な女性モデル」という今日的な社会規範は、①性的対象物としての美しさ ②産む性としての健康な身体 ③ケア役割とケア倫理 に整理されるが、障害のある心身を有する女性にとってこれらの規範が外部的な圧力としてのみならず、成長過程における家族やケア

生活で配当される「病人役割」を演じることで、有形無形に内面化され、結果として自己評価や自尊感情の低いパワーレスな状態へと追いやっている状況がある。一方、一般的な女性身体が「美＝開発・発展・善」という公式のもと、欧米資本とその文化・男性意識によって、あらゆる産業と密接に関連しながら世界規模でマーケット（植民地）化に成功している今日、この「女らしさ」の制度が社会規範化して威力を持ち出すと、現代の医療・産業技術を投入して、人工的な身体の美の「矯正」が進行し、「女性身体」は、限りなく「可塑的な素材（マテリアル）」として扱われはじめる。（諸橋泰樹 1993） かような文化状況にある「女性障害者の身体」は「開発的女性身体」の「規格（ノルム）外」であり、せいぜい「医療技術の対象マテリアル」として、「正常な身体」に近づけるべく「整形・リハビリ」されてきた。実際、とりわけ性と生殖機能においてハラスメント、虐待あるいは人権侵害の被害にあったという多くの証言が本調査に寄せられている。それは、おそらく氷山の一角だろうと思われる。

3) 調査結果から（詳細は当日資料参照）

回答数 87 のうち、①障害種別：肢体 35 視覚 24 聴覚 5 精神 10 知的 2 難病 9 盲ろう 1 発達 1 ②年代別：20代 5、30代 15、40代 21、50代 23、60代 16、70代 1、無回答 6 であり、生きにくさの項目で第 1 位：性的被害 45、2 位：無理解 26、3 位：恋愛・結婚・離婚 21、4 位：家事・子育て・介護 20、制度・慣習 20、5 位：医療 16、介助 16、6 位：性と生殖 12、7 位：教育 11 と続き、DV 被害も 7 件報告されている。深刻な被害として注目すべきは、「性と生殖」に関するもので「月経介助を省くため子宮摘出を勧められた」や「不良な子孫の出生を防止するための優生保護法のもと、少女期に不妊手術を受けさせられた」という証言もあった。支援制度としての不備も多く指摘され、DV シェルターを含む保護施設のバリアフリー化されておらずに利用できなかったり、相談窓口が電話だけで聴覚障害者に閉ざされている等、「男女共同参画」や「暴力被害」に関する行政対応の不備が散見された。

5. 考察

DPI 女性障害者ネットワークの調査者は、「女性障害者は決して弱い存在ではない。しかし、その力を教育や雇用の場で発揮する前に、その差別に抗するために費やされてしまう、力が奪われてしまっている。これを自身が生きる力として取り戻すには女性障害者の人権を高める社会的な施策が必要である。」と述べている。

今後の複合差別に立ち向かう福祉支援のあるべき姿は、こうした当事者を「多問題/支援困難事例」という個人モデルに解消することなく、社会制度の改善や人権擁護といったアドボカシー機能を強化した社会モデルに移行していくことが急務ではないだろうか。福祉専門職は、当事者とともに「生活困難」（排除型社会システム）に立ち向かうなかで「この社会にあわせて生きていくしかない」という文化的包摂の袋小路から抜け出すラジカルな（根源的な）共通体験を持つことで、専門援助モデルの変容を絶えず促すことができるはずである。

参考文献

DPI 女性障害者ネットワーク（2012）『障害のある女性の生活困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書』特定非営利活動法人 DPI 日本会議

岩田正美（2008）『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣

加納恵子（2012）「またもや挫折!?!—複合差別からのレッスンを生かせ—」『ノーマライゼーション障害者の福祉 4 月号』32 巻 4 号 日本障害者リハビリテーション協会

加納恵子（1994）「「女性障害者」を論じる今日的意味—」『障害者の福祉』4 巻 3 号 日本障害者リハビリテーション協会

加納恵子（2004）「女性障害者問題を読み解く」林千代編著『女性福祉とは何か—その必要性と提言—』ミネルヴァ書房

諸橋泰樹（1993）『雑誌文化の中の女性学』明石書店

ジョック・ヤング著 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳（2007）『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版